



請求人

平監収第32号

令和5年7月7日

殿

小平市監査委員 岡村 健司

小平市監査委員 虻川 浩

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和5年5月16日付けをもって提出された「小平市職員措置請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

2 請求書の提出

令和5年5月16日

3 請求書の受理

本請求は、法第242条第1項に規定する形式要件を具備しているものと認め、令和5年

5月30日に受理することを決定した。ただし、監査の対象とする期間は、法第242条第2項に基づき、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないことから、請求書の提出があった日から遡り1年以内の期間とした。

4 請求の概要

請求書及びこれに添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）から要旨を抜粋し、整理するとおおむね次のとおりである。

(1) 主張及び根拠

① 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）違反について

ア 「広報誌やホームページ等のワクチン名の表記は、医薬品の効果効能が確認されていないにも関わらず、行政が有効性を保証しているかのような印象を与えるために、薬機法で禁じられている誇大広告に該当する違法行為である。」

イ 「「新型コロナウイルスワクチン」「SARS-CoV-2」という表記は、市が行っている接種奨励事業の SARS-CoV-2 ワクチンが、法律に規定された新型コロナウイルス感染症の病原体に対して有効性があるという誤解を市民に与えている。」

ウ 「市の広報誌によって、新型コロナウイルス感染症がまん延しているという情報が発信された結果、市民の大多数は、「新型コロナウイルス」という新しいウイルスがまん延しているという誤解をした。」

エ 「「新型コロナウイルス」という新しいウイルスの対策のために、特別な対策が必要であると誤解をして、マスク着用等本来必要のない感染症対策を余儀なくされた。」

② 予防接種法違反について

ア 「接種努力義務があるとされた予防接種法（令和二年一二月九日法律第七五号）第九条に規定された同法第六条 1 項の規定による予防接種とみなされるのは、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る）」のまん延予防上緊急の必要があると認めるときであって、SARS-CoV-2 を病原体とするものではない。」

イ 「接種事業で使われている mRNA ワクチンは「SARS-CoV-2 ワクチン」であり、SARS-CoV-2 感染に対する発症予防効果があるということで厚生労働省から特例承認を受けている。」

ウ 「令和4年12月9日に改正された予防接種法において、新型コロナウイルス感染症においても、新型コロナウイルス感染症の病原体の名称は変更されておらず、予防接種法に規定された予防接種の対象となる病原体が、SARS-CoV-2 とは異なることは、法律の文面から明白である。」

エ 「有効性の確認できないワクチン接種は、予防接種法に規定された予防接種に該当しないので、予防接種法に違反する行為である。」

③ 不当な予算執行について

ア 「薬機法違反という違法行為、及び予防接種法に違反する行為に、多額の予算を使ってきた。」

イ 「市のワクチン接種事業が、薬機法違反、予防接種法、感染症法に違反する行為でないことを証明できない場合には、ワクチン接種事業に支出した予算は不正予算であり、すべて返還する義務がある。」

(2) 求める措置について

① 「広報誌に、市民に感染症の正しい名称を記載するとともに過去の記事に対する訂正と謝罪の記事を掲載する。また、新型コロナワクチンの正式な名称「SARS-CoV-2 ワクチン」と法律上の正しい感染症の名称との関係を記載し、「SARS-CoV-2 ワクチンの法律上の新型コロナウイルス感染症に対する有効性のデータは存在しない」または、「SARS-CoV-2 ワクチンの法律上の新型コロナウイルス感染症に対する有効性は不明である」とする記事を掲載する。」

② 「違法行為のための予算はすべて返却する。」

第2 監査の実施

1 監査対象部

健康福祉部を監査対象部とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述等

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和5年6月15日に陳述の機会を設けたところ、請求人2名が出席し、陳述において新たな事実証明書を提出し、本件請求の趣旨を補足した。その際、法第242条第8項の規定に基づき、健康福祉部の職員を立ち合わせた。令和5年5月16日及び令和5年6月15日に提出された事実証明書は、次のとおりである。

(1) 請求人から提出された事実証明書

(令和5年5月16日提出)

市報こだいら (令和4年4月5日号、令和4年4月20日号、令和4年5月5日号、令和4年5月20日号、令和4年6月5日号、令和4年6月20日号、令和4年8月5日号、令和4年8月20日号、令和4年9月5日号、令和4年9月20日号、令和4年10月1日号、令和4年11月5日号、令和4年11月20日号、令和4年12月5日号、令和4年12月20日号、令和5年1月20日号、令和5年2月20日号、令和5年3月20日号、令和5年4月20日号)

(令和5年6月15日提出)

①-1 「感染症法上の新型コロナウイルスの位置付けおよび名称確認」

①-2 「新型コロナウイルスの、法律上およびワクチン名称の表記の確認」

①-3 「陳情の論点整理」

② 「行政文書不開示決定通知書」

(2) 請求人から提出された事実証明書の取扱いについて

請求人の陳述は、請求書記載事項を補足し、あるいは、これに関する新証拠を提出するにとどまるものである。従って、陳述の際に提出された事実証明書が、請求書記載事項の範囲をこえてなされた場合は、これを採用することはできない。

これを踏まえると、上記①-2には、陳述人の新たな主張として、「市は正しい情報を市民に伝えるよう努めなかったので感染症法第3条違反である。」と記載があったが、令和5年5月16日に提出された「小平市職員措置請求書」には当該内容が含まれないため、これを採用することはできない。また、同様に①-3には、陳述人の求める新たな措置として、「2. 学校教育の場や生涯学習の場において、感染症に正しい名称と必要となる措置、SARS-CoV-2 ワクチンとの関係や有効性に関する知見とこれまでの経緯とその原因について周知を行う。」と記載があったが、令和5年5月16日に提出された「小平市職員措置請求書」には当該内容が含まれないため、これを採用することはできない。

3 監査対象部の弁明及び関係書類の提出

監査対象部を健康福祉部とし、本請求に対する弁明書及び関係書類の提出を受け、令和5年6月15日に健康福祉部職員に弁明の機会を設けた。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち合わせた。なお、弁明書は次のとおりである。

(1) 弁明書の内容（原文のとおり。）

① 請求人の主張が必ずしも明らかではないが、請求人は、この住民監査請求を行うに当たり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定されている「ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」と「SARS-CoV-2」は異なるウイルスであるとの前提に立ち縷々主張している。この点について、岐阜県が厚生労働省に行った「予防接種法附則第7条第1項にある「令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの」は「SARS-CoV-2」と同一との認識でよいか」との問い合わせに対し、厚生労働省は「お見込みのとおり」と回答している。したがって、請求人の主張は、全部が失当である。

② 今般の新型コロナワクチンの接種については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「令和4年改正法」という。）による改正前の予防接種法（以下「旧予防接種法」という。）附則第7条の特例規定に基づき実施してきたものである。また、令和4年改正法による改正後は、令和4年改正法附則第14条の規定により令和4年改正法による改正後の予防接種法（以下「新予防接種法」という。）第6条第3項の予防接種とみなして新予防接種法の各規定が適用されることとなっている。

旧予防接種法附則第7条の規定に基づき実施した新型コロナワクチン接種事業は旧予防接種法第29条の規定により、新予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施した

新型コロナワクチン接種事業は新予防接種法第30条の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9に規定する第一号法定受託事務とされている。

第一号法定受託事務については、地方自治法第245条の9の規定により、各大臣は市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めることができるとされている。処理基準が定められている場合、市町村は処理基準に基づいて事務を処理することが法律上予定されているものである。

国は、新型コロナワクチン接種に係る国、都道府県及び市町村の事務その他の事項を総合的に示すため、処理基準として、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下「予防接種実施基準」という。）を定めている。市は、この予防接種実施基準に従って新型コロナワクチンの接種事業を行っているため、事業の実施に関し違法性はなく、請求人の主張は失当である。

③ また、この予防接種実施基準の中には、予防接種法等の規定にある「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」との文言は使用されておらず、国内で広く一般的に使用されている「新型コロナウイルス感染症」や「新型コロナワクチン」、「新型コロナウイルスワクチン」といった文言を使用して記載されている。また、国立感染症研究所も「COVID-19」という病気を引き起こす病原体の名称は「SARS-CoV-2」であるが、日本ではもっぱら病気の名前は「新型コロナウイルス感染症」、病原体の名称は「新型コロナウイルス」と呼ばれていることを認めている。請求人は新型コロナワクチンという表記や、新型コロナウイルス感染症、新型コロナという表記について、法律で規定されているウイルスとの同一性が確認できないにもかかわらず、新型コロナウイルス等の文言を使用した市報等の情報発信を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）違反であるとか、予防接種法違反であると主張しているようであるが、以上のとおり、この主張は失当である。

④ 地方自治法第232条第1項において、普通地方公共団体は当該普通地方公共団体の事務を処理するため必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するとされているところ、新予防接種法第25条第1項において、臨時の予防接種を行うために要する費用については都道府県又は市町村の支弁とすることとされている。また、その財源は、新型コロナワクチン接種については全額国が負担することとされている。よって、市の新型コロナワクチン接種事業に係る公金の支出には法的な根拠があり、違法又は不当な点はない。

(2) 関係資料の内容

健康福祉部から提出された資料は、次のとおりである。

- ① 「全国自治体向け速報 Q&A（通し番号3955）」
- ② 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（17版）」（以下「予防接種実施基準」という。）

4 監査対象事項の決定

請求人から提出された請求書及び令和5年6月15日に聴取した陳述の内容より、請求人の求める措置を要約すると第1の4(2)に示したとおり、以下の2点である。

- ① 「広報誌に、市民に感染症の正しい名称を記載するとともに過去の記事に対する訂正と謝罪の記事を掲載する。また、新型コロナワクチンの正式な名称「SARS-CoV-2 ワクチン」と法律上の正しい感染症の名称との関係を記載し、「SARS-CoV-2 ワクチンの法律上の新型コロナウイルス感染症に対する有効性のデータは存在しない」または、「SARS-CoV-2 ワクチンの法律上の新型コロナウイルス感染症に対する有効性は不明である」とする記事を掲載する。」
- ② 「違法行為のための予算はすべて返却する。」

法第242条第1項において、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

これを踏まえると、請求人が主張する上記①は、法242条第1項に定める住民監査請求の対象となるべき行為のいずれにも該当しないことから却下する。

以上のことから、上記②の薬機法及び予防接種法に違反する行為であるとする新型コロナワクチン接種の広報及び新型コロナワクチン接種事業の実施が、法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを監査対象事項とした。

第3 監査の結果

1 判断

本件請求について次のように判断する。

(1) 本件請求人の主張に対する見解

請求人の主張及び根拠は、第1の4(1)のとおりである。

住民監査請求には、「事実を証する書面を添付しなければならないとされているが（法第242条第1項）、その趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで住民監査請求がされる弊害や住民監査請求が乱発される弊害を防止することにある」（平成21年6月30日大阪高裁判決）とされている。本件請求における事実証明書等は、市報のバックナンバーや法令の解釈を解説する資料等であり、請求人は見解の根拠を具体的かつ客観的に示しておらず、自らの見解を述べるにとどまっている。

(2) 監査対象部の弁明に対する見解

監査対象部の弁明内容は以下の3点に要約できる。

- ① 請求人は、予防接種法附則第7条第1項にある「令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの」と「SARS-CoV-2」は異なるウイルスであると主張しているが、厚生労働省は、同一のものであるという見解を示しており、請求人の主張は失当している。
- ② 市が実施した新型コロナワクチン接種事業は、第一号法定受託事務であり、法第245条の9の規定により定められた予防接種実施基準に従って行われているため、事業の実施に関し違法性はない。
- ③ 「新型コロナワクチン」、「新型コロナウイルスワクチン」、「新型コロナウイルス感染症」という文言は予防接種実施基準に記載されており、請求人が指摘する薬機法違反には当たらない。

これらの弁明については、第2の3(2)に示す関係書類により、妥当性を確認した。

(3) 本件請求に係る判断

請求人は、市の接種事業で使っている mRNA ワクチンは、SARS-CoV-2 の感染に対する発症予防効果があるものではあるが、SARS-CoV-2 は予防接種法に規定された予防接種の対象となる病原体とは異なると主張している。しかし、第3の1(2)で述べたとおり、感染症法に記載された病原体と SARS-CoV-2 は同一である。

また、過去に例の無い新型コロナウイルス感染症への対応について、ワクチン接種の広報をどのような手法で行うかは、市長の広い裁量に委ねられているものと考えられ、そのような裁量行為に関しては、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があった場合に、当該行為は違法となるものと解される（最高裁平成16年7月13日判決、最高裁平成20年1月18日判決、最高裁平成25年3月28日判決同旨）。

これを踏まえると、ワクチン接種事業を市民に向け周知するために、市報やホームページ等を用いたこと、また、予防接種実施基準に則した範囲内での記載内容は、市長の広範な裁量的判断であり、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは認められない。よって、市長の判断が裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえないと判断する。

また、前述のとおり、新型コロナワクチン接種事業については、第一号法定受託事務とされている。市が実施した新型コロナワクチンウイルス接種は、予防接種実施基準に基づいて実施しているものであり、ワクチン接種に係る安全性や有効性の判断は、国の判断に基づいて行われている。

請求人は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の有効性や安全性に関する様々な見解を示しているが、住民監査請求において必要とされている財務会計上の行為の違法性若しくは不当性に関する主張は、請求人の憶測や主観にとどまらず、事実証明書をもとに違法若しくは不当であることを指摘することが必要とされている。

これを踏まえると、請求人の主張は、見解の根拠を具体的かつ客観的に示しておらず、自らの見解を述べているにとどまることから、違法性及び不当性を摘示しているとは認められない。

以上により、新型コロナワクチン接種の広報及び新型コロナワクチン接種事業の実施に伴う支出は、違法・不当な公金の支出に該当しないと判断した。

よって、請求人の主張には理由がない。

2 結論

以上のことから、本件請求については、次のとおり決定する。

(1) 第2の4①については、第2の4で述べたとおり、要件を満たさない。

よって、これを却下する。

(2) 第2の4②については、第3の1(3)で述べたとおり、請求には理由がない。

よって、これを棄却する。

小平市職員措置請求書

小平市長に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

新型コロナウイルス感染症に関して、「新型コロナ」「新型コロナウイルス感染症」という名称で、広報誌やホームページ等により市民に広報されている。

感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症の病原体は、ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）（感染症施行令）である。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業は、「新型コロナウイルスワクチン」という名称で広報誌等により市民に広報されている。

接種事業で使われている mRNA ワクチンは「SARS-CoV-2 ワクチン」であり、SARS-CoV-2 感染に対する発症予防効果があるということで厚生労働省から特例承認を受けている。

「新型コロナウイルスワクチン」「SARS-CoV-2」という表記は、市が行っている接種勧奨事業の SARS-CoV-2 ワクチンが、法律に規定された新型コロナウイルス感染症の病原体に対して有効性があるという誤解を市民に与えている。

その結果、本来は必要のないワクチン接種を受けた市民が多く、これらの事業に多大な公金が使われた。

接種努力義務があるとされた予防接種法（令和二年一二月九日法律第七五号）第九条に規定された同法第六条 1 項の規定による予防接種とみなされるのは、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る）」のまん延予防上緊急の必要があると認めるときであって、SARS-CoV-2 を病原体とするものではない。

SARS-CoV-2 ワクチンは、感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症に対する有効性のデータは存在しない。それにも関わらず、「新型コロナウイルスワクチン」という紛らわしい名称を使用して、市の広報誌を利用して市民にワクチンの有効性を広告してきた。さらに無料のワクチン接種クーポンにおいては「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン」（SARS-CoV-2）などの名称を使うことにより、法律に規定された新型コロナウイルス感染症に対してワクチンの有効性が確認されているという印象操作をしながら、市民に対して接種勧奨活動を行ってきた。

広報誌やホームページ等のワクチン名の表記は、医薬品の効果効能が確認されていないにも関わらず、行政が有効性を保証しているかのような印象を与えるために、薬機法で禁じられている誇大広告に該当する違法行為である。また、有効性の確認できないワクチン接種は、予防接種法に規定された予防接種に該当しないので、予防接種法に違反する行為である。

このような違法行為に多大な公金を支出し、この違法行為によって住民の健康被害を出している。

違法行為に使われた予算はすべて返金するとともに、市の広報誌等により、感染症名とワクチン名との関係を明確に市民に使える記事を掲載する。とりわけ「市が接種勧奨をおこなってきた新型コロナウイルスワクチン(SARS-CoV2 ワクチンは、感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症に対する効果効能は証明されていない」旨の記述を取り入れた訂正謝罪記事を要求する。

- ・措置の対象者

小平市長

- ・期間 令和3年度—令和4年度

請求の原因

第一. 前提事実

法律に規定された新型コロナウイルス感染症は、病原体の特定が出来ていないことから、病原体の固有名詞ではなく、状況説明により病原体を特定する方法がとられている。この病原体の同一性を証明する科学的方法はなく、有効な病原体検査法やワクチンが存在するはずがない。

その一方で、法律に規定されていない新型コロナウイルス感染症 (Covid19) の病原体 SARS-CoV-2 の PCR 検査が行われているが、実際には遺伝子検出であり、病原体検査法は存在しない。事実として、病原体検査用として承認された PCR キットは存在しない。厚生労働省が承認したものはすべて遺伝子検出キットあるいは抗原検出キットである。

第二. 新型コロナウイルス感染症の混乱

一. 法律に規定された新型コロナウイルス感染症

1. 新型コロナウイルス感染症の中で、感染症法に規定されたものは、法律等の条文に記載がある条件を満たしたものだけである。これに基づいて、厚生労働省から、発生届の提出を求められているのは、次の感染症である。

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)(感染症法施行令、健感発210-5)

感染症法において、人から人への伝染性のある病原体が規定されている。したがって、この条件も満たす必要がある。

2. 人への伝染性の証明及び人から人への伝染性の証明には、病原体の特定が不可欠である。病原体の特定のためには、病原体の単離と感染実験が必要である。病原体の単離に成功した後、遺伝子の決定をする必要がある。少なくとも数年以上の時間が必要であり、未だにこのようなことを世界の誰も証明したことはない。そもそもPCRでは、人から人への伝染性の証明は不可能である。
3. 病原体は、中華人民共和国から報告されたものである。中華人民共和国は、中華人民共和国(国名)であり、中華人民共和国政府と解される。
4. 厚生労働省通達文書(健感発210-5)において、新型コロナウイルス感染症は次のように定義されている。

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の「定義」

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス(ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) (以下「新型コロナウイルス」という)による急性呼吸器症候群である。

5. 法律に規定された新型コロナウイルス感染症の診断には、「中華人民共和国から報告されたもの」と同一であることを証明する必要がある。
6. 「中華人民共和国から報告されたもの」が記載された文書等が存在しない限り、これと同一であることを証明することは不可能である。

二. 新型コロナウイルス感染症 (Covid19)

1. 中国武漢の病院に入院した患者の肺から取り出した液体から、遺伝子配列を決定したことが中国の研究グループから科学論文として報告された。これを WHO が SARS-CoV-2 と命名した。
2. SARS-CoV-2 が人に感染するかについては、上記の著者も不明であるとしている。事実として、SARS-CoV-2 という病原性ウイルスの存在については、未だに証明されていない。SARS-CoV-2 に関しては、人に対する病原性も伝染性も証明されていない (Nature. 579:265-269. 2020 (令和2年2月3日電子版))
2. 令和2年1-2月に国立感染症研究所において、SARS-CoV-2 の遺伝子検出法が開発され、各県の衛生研究所・検疫所等に配布された。
3. 遺伝子検出キットは、病原性ウイルスを検出出来ることを証明したものではない。もし、SARS-CoV-2 が存在していれば、この遺伝子検出キットにより検出できるかもしれないという研究用のキットである。
4. 病原体検査に使えることが証明された検査キットではなく、研究用の遺伝子検出キットにより、病原体検出ができるのかということに関しては、何のデータも存在しない。
5. もし、この遺伝子検出キットにより、法律に規定された新型コロナウイルス感染症が診断できるといふのであれば、大変なことである。SARS-CoV-2 を検出することが確認された検査キットは存在しない。厚生労働省が承認しているのはすべて遺伝子検出キットである。SARS-CoV-2 が検出出来るということは、本物が未確認であるために、証明の方法が存在しない。国立感染症研が、各県に配布した PCR キットも、SARS-CoV-2 遺伝子検出キットであり、SARS-CoV-2 病原体ウイルスの検査が出来ることは確認されていない。
6. 抗原検査も同様に抗原検出キットに過ぎない。厚生労働省が承認しているのは、抗原検出キットであり、病原体を検出できることが証明された抗原検査キットではない。病原体を検出出来る保証はなく、そのような検討もなされていない研究用の抗原検出キットに過ぎない。

第三. 市の正しい情報収集と情報発信の責任

一. 正しい情報収集

1. 感染症の正しい情報収集責任が感染症法に規定されている。

感染症法

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識

の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、・・・

3. 新型コロナウイルス感染症に関しては、紛らわしい感染症の名称が存在する。
4. 市民に対して、感染症法に基づいた感染症対策に関わる情報提供が実施される必要がある。
5. 感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症は、人から人への伝染性があることになった病原体を原因とする感染症である。
6. 感染症法に規定された病原体{(ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))がまん延しているというのであれば、まん延しているという病原体と感染症法に規定された同じ病原体であることの証明が必要である。
7. どのような方法により、まん延している病原体が、感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症の病原体と同じであると確認したのかが不明である。
8. どのような方法により、この病原体が人から人へ伝染することを証明したのかが不明である。
9. そもそも、気道感染症の病原体が人から人へ伝染するという証明方法が存在しない。

二. 正しい情報発信の必要性

1. 法律に規定された感染症の病原体と SARS-CoV-2 との点について、証明されたという事実があるのであれば、その根拠を明示した上で、正しい感染症対策について、市の広報誌や市教育委員会が所管する学校や教育施設等に情報提供を行う必要がある。
2. 正しい感染症の情報に基づいて、住民がワクチン接種についての必要性の有無を判断する。そのために、市は正しい感染症についての情報を提供する義務がある。
3. 新型コロナウイルス感染症はこれまでに報告されたことのないコロナウイルスを病原体とする感染症の総称であり、天文学的な数の種類の病原体が存在する可能性のある感染症である。
4. 市の広報誌によって、新型コロナウイルス感染症がまん延しているという情報が発信された結果、市民の大多数は、「新型コロナウイルス」という新しいウイルスがまん延しているという誤解をした。
5. 「新型コロナウイルス」という新しいウイルスの対策のために、特別な対策が必要であると誤解をして、マスク着用等本来必要のない感染症対策を余儀なくされた。

三. 情報発信に関わる違法行為

1. SARS-CoV-2 に対する有効性のデータしか存在しないはずにも関わらず、感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症の病原体{ベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)}に対する有効性も確認されているという印象を与える「新型コロナワクチン」という表記は、は、薬機法で禁じられている医薬品の誇大広告事項に該当する。

薬機法第六十六条 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。

2 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

2. 有効性の確認のないワクチン接種は、予防接種法に規定された予防接種にも該当しない。したがって、SARS-CoV-2 ワクチン接種事業は予防接種法にも違反する行為である。
3. 薬機法違反という違法行為、及び予防接種法に違反する行為に、多額の予算を使ってきた。
4. 「新型コロナウイルス感染症」「新型コロナ」という表記が、一体どの感染症を示しているのかということを、市は明確にする義務がある。感染症法に規定された感染症については法律に従って感染症対策を行う必要があるのは当然であるが、どの感染症のまん延が証明されているのかについての事実関係が明らかにならない限り、感染症法に基づいた正しい感染症対策が出来るはずもない。
5. 法律に基づいた新型コロナウイルス感染症がまん延しているのであれば、病原体は「ベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)」である。
6. 市が接種勧奨しているワクチンは、SARS-CoV-2 mRNA ワクチンであり、SARS-CoV-2 を病原体とする感染症に対する有効性が確認されているという理由で、特例承認されたのである。このワクチンが感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症の病原体「ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)感染症法施行令」

に対する有効性が確認されているわけではない。

7. 市が市民に広報している新型コロナウイルス感染症が、感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症であるのならば、病原体は「ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」であるはずなので、SARS-CoV-2 ワクチンが予防接種法に基づく予防接種であるというのであれば、「ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」が SARS-CoV-2 と同一であるという証明が必要である。
8. この同一性の証明がない限り、2類相当の感染症として感染症対策をおこなっている新型コロナウイルス感染症と、市が接種勧奨をおこなっている SARS-CoV-2 ワクチンの有効性が確認されている新型コロナウイルス感染症の同一性の証明もないことになる。
9. 有効性確認がないワクチンは、予防接種法に規定されたワクチンには該当しない。
10. 令和4年12月9日に改正された予防接種法において、新型コロナウイルス感染症においても、新型コロナウイルス感染症の病原体の名称は変更されておらず、予防接種法に規定された予防接種の対象となる病原体が、SARS-CoV-2 とは異なることは、法律の文面から明白である。

予防接種法 附 則（令和四年一二月九日法律第九六号）抄

第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）のり罹患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四、予防接種法改正において、「予防接種勧奨」から「検討」への変更

1. 令和四年12月の予防接種法改正において、新型コロナウイルス感染症の予防接種を推進するという立場から、新型コロナウイルス感染症に関わる「医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加える」という記述に変更された。
2. この改正により、予防接種法二条に規定された予防接種に該当するとは言えない SARS-CoV2 ワクチンを接種勧奨するという矛盾を、「速やかに検討を加える」という表現に

より、法律の条文の上で認めたものと解される。

3. 予防接種法において、予防接種の接種勧奨という点に関する記述の変更にも関わらず、感染症の名称については従来と変更はなく、感染症の名称についての検討ではない。
4. 感染症法、感染症法施行令、予防接種法、厚労省通達文書に一貫して使われている新型コロナウイルス感染症の名称が、新型コロナウイルス感染症（COVID 19）(病原体はSARS-CoV2)とは異なっていることの意味が明確化された。
5. 予防接種法という予防接種のあり方を定めた法律において、「医療の在り方について検討する」という記述は、これまでのワクチンの接種勧奨に問題があったことを事実として認めるものであり、今回の予防接種法改正のポイントであると解される。
6. このような事態に至ったのは、市が感染症の名称を偽って市民に広報誌を使って広報活動を行い、有効性の確認ができないワクチンの接種勧奨を、薬機法に違反しておこなってきたことに原因がある。

五. 違法行為と発生した被害と損害

1. 「新型コロナウイルス」という新しいウイルスの対策のために、ワクチン接種が必要であると誤解をして、多数の市民が有害なワクチン接種を受けてしまった。その結果、多額の予算を使って有効性が不明なワクチン接種がおこなわれた。そして、多数の有害事象が発生した。この原因は、市が正しい感染症名とワクチン名との関係に関する情報を隠蔽して、巧みに感染症の名称をすり替えてきたことにある。
2. まん延している感染症の病原体の名称とワクチンの対象とする病原体が同じであるというのであれば、その証明が必要である。その根拠となる情報を公開する必要がある。
3. ワクチン接種やマスク着用などの感染症対策が必要であるというのであれば、まん延している病原体が、感染症法に規定する感染症の病原体と同じであるという証明が必要である。
4. 有効性が不明であるにも関わらず、有効性があるかのように装い、市の広報誌を使って「新型コロナワクチン」という名称で、市民に接種勧奨を行うことは、薬機法違反である。
5. まん延している感染症とワクチンの対象とする病原体が同じであるかどうかは「不明である」というのであれば、正しく「両者の関係は不明であり、有効性も不明である」という表記が必要である。
6. 有効性の確認できないワクチン接種を行うことは、予防接種法違反である。
7. まん延している感染症の名称とワクチンの対象とする感染症が同じでないのであれば、

市のワクチン接種事業は、薬機法違反であり、予防接種法違反である。
これらの違法行為を伴う事業に多額の公金が投じられてきた。

六. 刑事告発の義務

1. 刑事訴訟法二百三十九条において、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と規定されている。
2. 薬機法六十六条において、有効性確認がない医薬品等を「効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告する行為を禁じている。
3. 市の広報誌、ホームページ等を使って、医薬品の虚偽又は誇大な記事を広告する行為は薬機法違反であり、この違法行為を放置する公務員の行為は、刑事訴訟法二百三十九条に違反する刑事犯罪である。
4. 予防接種法、感染症法、薬機法に違反する行為があると思料するときに、告発をしなければ、刑事訴訟法に違反する行為となる。
5. 違法行為の結果、損害を与えた場合に賠償責任が生じる。違法行為であることを知りながら、損害を与えた場合には刑事犯罪に問われる可能性がある。
6. 市のワクチン接種事業が、薬機法違反でないことを証明するためには、感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症の病原体と SARS CoV2 が同じであることを証明する必要がある。この証明が出来ない場合には、二百三十九条の「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」に該当する。
7. 市のワクチン接種事業が、薬機法違反、予防接種法、感染症法に違反する行為でないことを証明できない場合には、ワクチン接種事業に支出した予算は不正予算であり、すべて返還する義務がある。

第四. 感染症の固有名詞と一般名の混同

1. 新型コロナウイルスという名称のウイルスは存在しない。新型のコロナウイルスである(英語表記 New type of corona virus)
2. 厚生労働省通達文書の新型コロナウイルス感染症の定義においても、新型コロナウイルスは略称として用いられており、固有名詞として使用していない。

厚生労働省通達文書健感発 0210-5 号

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス(ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)(以下「新型コロナウイルス」という)による急性呼吸器症候群である。

3. 新型コロナウイルス感染症は、新型のコロナウイルス感染症である。一般名で3えsつざあり、固有名詞ではない。しがたって、法律では新型コロナウイルス感染症のあとにカッコ書きで病原体の特定をおこなっている。

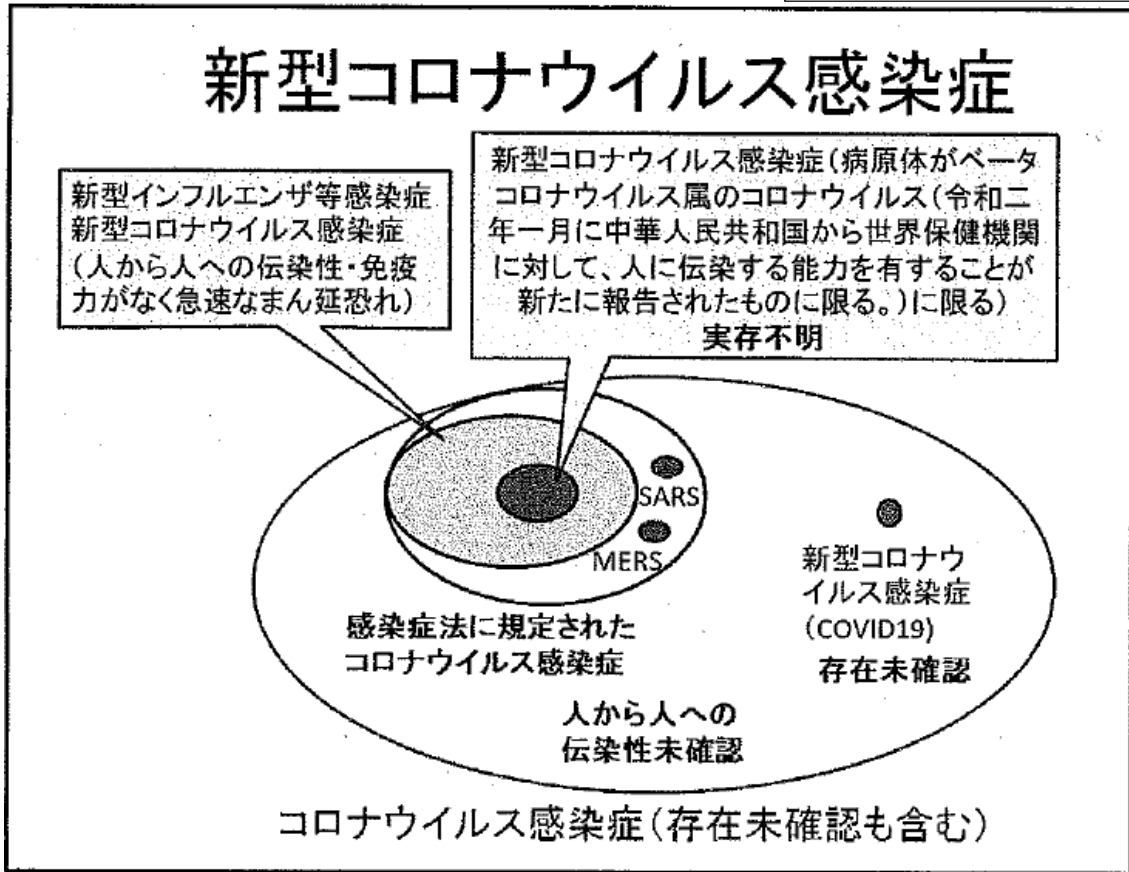


図1. 法律等に記された新型コロナウイルス感染症の集合概念図

4. 新型のコロナウイルス感染症は、これまでに報告されていないコロナウイルス感染症であり、天文学的な数が存在しうる。したがって、新型コロナウイルス感染症の病原体も同様に、天文学的な数が存在しうる。

感染症法施行令

第三条3 ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）

5. ベータコロナウイルス属のコロナウイルス病原体は、次の図2の集合概念図にまとめられる

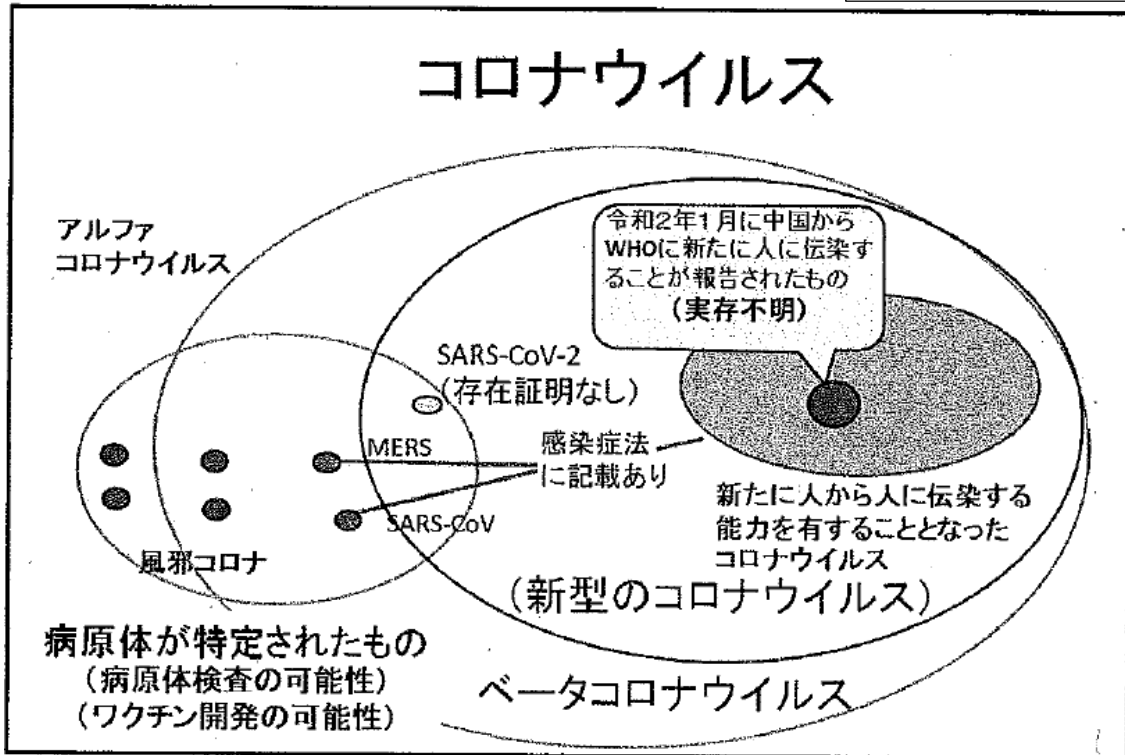


図2 法律等に記された新型コロナウイルスの集合概念図

第五. 請求する措置

1. 広報誌に、市民に感染症の正しい名称を記載するとともに過去の記事に対する訂正と謝罪の記事を掲載する。また、新型コロナワクチンの正式な名称「SARS-CoV-2 ワクチン」と法律上の正しい感染症の名称との関係を記載し、「SARS-CoV-2 ワクチンの法律上の新型コロナウイルス感染症に対する有効性のデータは存在しない」または、「SARS-CoV-2 ワクチンの法律上の新型コロナウイルス感染症に対する有効性は不明である」とする記事を掲載する。
2. 違法行為のための予算はすべて返却する。

参考資料

関連する法律

予防接種法（令和二年一二月九日法律第七五号）

附則抄

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

第七条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。)のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチン(その有効性及び安全性に関する情報その他の情報に鑑み、厚生労働省令で定めるものに限る。)を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

予防接種法（令和四年一二月九日法律第九六号）

附則抄

(検討)

第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。)のり罹患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

証拠説明書

新型コロナウイルスワクチンは、新型コロナウイルス感染症（COVID19）の発症化予防効果があるとして厚生労働省から特例承認された SARS-CoV2 ワクチンであり、感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症の病原体（ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）（感染症法施行令））に対する有効性が、証明されたものではない。

感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））であるものに限る。）（感染症法施行令、健感発 210-5）の発症予防、重症化予防に関するデータは存在しない。また、この効果のために、厚労省から承認されたものではない。

市報こだいらの記事は、新型コロナウイルスワクチンが感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症の発症予防、重症化予防に有用であると誤解させるものである。実際に有効性 4 に関するデータが存在しないのであれば、「感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））であるものに限る。）に対する有効性は確認されていない、あるいは有効性は不明である」という記述が必要である。

また、このワクチンが、感染症法に規定された新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））であるものに限る。）（感染症法施行令、健感発 210-5）の発症予防、重症化予防効果があると厚生労働省が承認したと誤解させる薬機法違反の誇大広告である。

請求者

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

合和 5 年 5 月 1 6 日

小平市監査委員様

事実証明書

1 市報こだいら

(令和4年4月5日号、令和4年4月20日号、令和4年5月5日号、令和4年5月20日号、令和4年6月5日号、令和4年6月20日号、令和4年8月5日号、令和4年8月20日号、令和4年9月5日号、令和4年9月20日号、令和4年10月1日号、令和4年11月5日号、令和4年11月20日号、令和4年12月5日号、令和4年12月20日号、令和5年1月20日号、令和5年2月20日号、令和5年3月20日号、令和5年4月20日号)

- 2 「感染症法上の新型コロナウイルスの位置付けおよび名称確認」
- 3 「新型コロナウイルスの、法律上およびワクチン名称の表記の確認」
- 4 「陳情の論点整理」
- 5 「行政文書不開示決定通知書」